

協定の概要

1 背景及び趣旨

近年多発する地震災害等の状況を踏まえ、地震災害等の大規模災害に備えた体制の整備・充実が喫緊の課題となっている。

特に、水道事業者は災害時においても、重要なライフラインである水道水の供給を確保することが求められている。

このため、災害時における県企業局と受水市村の情報共有及び応急給水を確保するために必要な事項を定め、災害対策の強化・向上を図る。

2 概要

災害時の応急活動の連携に関する協定

情報共有体制

- 県企業局と受水市村は、次により発災後速やかに情報を共有
 - ・ 県企業局は、所有・管理する水道施設の被災状況、復旧見通し等の情報を受水市村に連絡
 - ・ 受水市村は、所有・管理する水道施設・管内道路の被災状況等の情報を県企業局に連絡

応急給水設備

- 県企業局は、受水市村の災害時の応急給水活動を支援するため、本山浄水場、各計量器室等に次の「応急給水設備」を整備
 - ・ 給水車に水を補給する設備
 - ・ 組立式応急給水栓
 - ・ 給水タンク
- 受水市村は、応急給水活動のために必要な場合は、応急給水設備を使用することができる。

広報活動

- 県企業局と受水市村が連携・協力して効果的な広報を実施

協定に基づく実践的な合同訓練の実施

- ・被災情報等の連絡体制の確認
- ・応急給水設備の操作 等

災害対策の強化・向上